

# TS 会員 入会・利用規約

## (名称・事務局)

第1条 本会は高松グランドカントリークラブTS会員(以下TS会員という)と称し、事務局を高松グランドカントリークラブ(以下クラブという)内に置く。

## (目的)

第2条 本会は高松グランドカントリー(株)の経営するゴルフ場諸施設を利用して、健全なゴルフの普及発達に努めると共に入会者相互の健康と親睦を図る事を目的とする。

## (入会・資格)

第3条 1、入会者は本会の目的に賛同し会費を納入しなければならない。  
2、個人に限る。  
3、入会資格は、入会手続き完了日より11月末日までとする。

## (会費)

第4条 1、本会の年会費は、36,000円(消費税別)とする。(毎年12月1日～翌11月末日)入会承認後、速やかに会費を前納するものとする。  
2、新規途中入会の場合は入会初年度のみ月割計算とする。  
3、継続入会者は次年度の会費を12月末日迄に前納しなければならない。

## (予約・施設利用権)

第5条 1、入会者は、クラブが定める特定日、休場日等を除いた全日利用できるものとする。尚、施設利用料金は別途定める。  
2、施設利用等権利の譲渡はできない。

## (入会者の遵守義務)

第6条 入会者は次の各号の義務を負う  
1、同伴または紹介をしたビジターの行為に対し責任を負わなければならない。  
2、クラブの秩序を乱す行為、名誉を傷つける行為、また反社会的行為をしないこと。  
3、エチケットマナーを守り、プレーファースト、クラブ利用約款その他諸規則を遵守すること。

## (資格の喪失)

第7条 入会者は以下の場合、除名退会処分とする。いずれの場合も前納された会費の返還はしないものとする。  
1、クラブ利用約款、諸規則に違反するなど不適切な行為が判明した場合。  
2、死亡・退会した場合。  
3、入会申込みに虚偽の申告をしたことが判明した場合。  
4、組織暴力団の構成員であることが判明した場合。

## (施設利用の拒絶)

第8条 以下の場合には当ゴルフ場の利用をお断りします。  
1、満員でスタート時間に余裕がないとき。  
2、公の秩序もしくは善良な風俗に反する服装、行為(暴力行為・威嚇行為)をした場合またはする恐れがある場合。  
3、暴力団関係者と認められたとき。  
4、天災、その他やむを得ない事情が発生した場合。

## (利用規約の改正)

第9条 利用規約の改正は、会社の取締役会において改正する。尚、改正後は改正以前に会員になったものについても改正した規約が適応される。

## (付則)

第10条 1、本規約は令和6年7月1日から適用する  
2、本規約に定めのない事項は、クラブ会則、細則、利用約款に準ずる。

高松グランドカントリークラブは個人情報保護法の法令等を遵守し、当該目的以外には利用致しません。